

札幌市医療安全推進協議会運営要綱

平成 26 年 10 月 3 日
保健福祉局医務監決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市付属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）及び札幌市医療安全推進協議会規則（平成 26 年規則第 62 号）に定めるもののほか、「札幌市医療安全推進協議会」（以下「協議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 協議会は、医療安全に関する次に掲げる諸施策について、評価・助言・提案等を行う。

- (1) 医療安全支援センターの運営に関すること
- (2) 医療安全に関する市民ニーズへの対応に関すること
- (3) 医療機関等における平常時の医療安全対策に関すること
- (4) 医療機関等における事故や感染の発生時における医療安全対策に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(委員の要件)

第 3 条 協議会若しくは専門会議の委員又はアドバイザーは、次の各号の一つ以上に該当することを要件とする。

- (1) 行政が行う医療安全施策全般に対して、適切な評価や助言ができること
- (2) 医療安全を含む医療の質の向上等を図るため、専門的な立場から評価や助言ができること
- (3) 医療機関等において医療安全対策に率先して取り組み、医療安全に関する現実的で効果的な対応方策の提案ができること
- (4) 医療機関等における医療安全の水準を的確に判断し、そのレベルアップを図るために必要な方策の提案ができること
- (5) 行政が行う医療安全施策の実施にあたって、関係機関や関係団体及び市民に対する効果的な働きかけや啓発ができること
- (6) 医療を提供する者と医療を受ける者の双方の立場や意見を尊重し、行政を含めた三者が連携して進めるべき方策の提案ができること

(委員の選任)

第 4 条 協議会若しくは専門会議の委員又はアドバイザーは、前条に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものから選任する。

- (1) 札幌市医師会会員
- (2) 札幌歯科医師会会員

- (3) 札幌薬剤師会会員
 - (4) 札幌病院薬剤師会会員
 - (5) 北海道看護協会会員
 - (6) 医療を受ける者（市民団体を含む）の代表者
 - (7) 医療機関で医療安全を率先して行っている者
 - (8) 医療機関で患者の相談を受けている者
 - (9) 医療に関する有識者（弁護士・人権擁護委員・調停委員等）
- 2 協議会の委員の一部は、公募できるものとする。

（会議の公開）

第5条 協議会及び専門会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

（専門会議）

第6条 協議会に、課題別の専門的な評価及び助言を行うため、必要に応じて専門会議を設置することができる。

- 2 専門会議は、課題別に必要に応じて開催する。
- 3 専門会議の結果は、協議会に報告するものとする。
- 4 専門会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 5 専門会議の委員の任期は、協議会の委員の残任期とし、再任を妨げない。

（アドバイザー）

第7条 協議会は、個別事例等に関する評価・助言等を行うため、必要に応じてアドバイザーを設置することができる。

- 2 アドバイザーが行ったアドバイスの結果は、協議会に報告するものとする。
- 3 アドバイザーは、協議会、専門会議の委員のほか、市長が委嘱することができる。
- 4 前項の規定により委嘱したアドバイザーは、協議会に報告するものとする。
- 5 アドバイザーの任期は、協議会の委員の残任期とし、再任を妨げない。
- 6 アドバイスは、個別の課題又は具体的事例を取り扱うことから、原則非公開とする。
- 7 アドバイザーとの面談に対する謝礼については、顧問弁護士等に対する法律相談要領及び訴訟事件等の処理要領（昭和53年3月10日総務局長決裁）の規定による相談料の額に準ずることとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。